

四半期報告書

(第10期第3四半期)

イー・アクセス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【四半期連結財務諸表】	29
2 【その他】	47
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	48

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月12日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 イー・アクセス株式会社

【英訳名】 eAccess Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 深 田 浩 仁

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03—3588—7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03—3588—7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期 第3四半期 連結累計期間	第10期 第3四半期 連結会計期間	第9期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	70,412	24,870	67,564
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△2,573	255	△8,365
四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△7,845	△2,171	△6,351
純資産額 (百万円)	—	15,139	19,433
総資産額 (百万円)	—	137,451	121,590
1株当たり純資産額 (円)	—	6,728.59	13,291.57
1株当たり四半期(当期) 純損失(△) (円)	△5,537.37	△1,533.24	△4,396.36
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	8.8	15.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,877	—	△4,872
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,922	—	△97,361
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,970	—	△11,074
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	68,543	47,619
従業員数 (名)	—	587	347

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	587 (170)
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員数であり、正社員数は平成20年12月31日現在の人員数を、臨時従業員数は当第3四半期連結会計期間の平均人員数を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	360 (49)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員数であり、当社から関連会社イー・モバイル株式会社への専任出向者547名、株式会社アッカ・ネットワークスへの出向者7名、日本エリクソン株式会社への出向者12名を除いております。また、臨時従業員数は当第3四半期会計期間の平均人員数を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、サービスの提供にあたり製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

(2) 仕入実績

当第3四半期連結会計期間における仕入実績は次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
デバイス事業	4,765
合計	4,765

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(4) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
ネットワーク事業	19,599
デバイス事業	5,271
合計	24,870

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)
イー・モバイル株式会社	6,741	27.1
KDDI株式会社	6,484	26.1

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

なお、当第3四半期連結会計期間終了後の平成21年2月12日に、当社は、次のとおり新たに重要な契約を締結いたしました。

合併契約

当社は、連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークス(以下「アッカ」といいます。)との間で、平成21年2月12日に、当社を吸収合併存続会社、アッカを吸収合併消滅会社とする合併契約を締結いたしました。なお、詳細については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表の注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び当社の関係会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

わが国におけるブロードバンド市場は、固定通信市場においてFTTHを中心にユーザー数が拡大する一方で、モバイル・ブロードバンドの普及が本格化しており、固定通信とモバイル通信の融合も進みつつあります。

このような状況の下、当社グループにおきましては、ADSL市場が成熟化する中、提携ISPとの連携強化及び解約抑止策の強化による既存顧客の維持に加え、関連会社のイー・モバイル株式会社(以下「イー・モバイル」といいます。)が提供するモバイルデータサービスとADSLとのセットプランの提供を積極的に行い、グループ内での連携強化を図りました。

また、平成20年9月1日よりアッカを新たに連結子会社とし、将来の経営統合に向け、共通業務の統合や事業規模の拡大による経営の効率化とコスト削減、及び営業力の強化などを積極的に推進しております。

なお、当社はアッカ株式の追加取得により一体的な経営を早期に実現するため、平成20年10月30日から同年11月28日までの期間に公開買付けを行い、その結果、平成20年12月31日現在、アッカの発行済株式総数の88.06%を保有するに至りました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における当社グループの経営成績は、以下のとおりとなりました。なお、新たに連結子会社となったアッカの経営成績は、ネットワーク事業に含んでおります。

売上高

当第3四半期連結会計期間の売上高は24,870百万円となりました。事業のセグメント別では、ネットワーク事業において、提携ISPや関連会社イー・モバイルを含む提携企業との協業強化を通じ、安価で高速なデータ通信手段であるADSL回線のコンシューマ層への更なる普及・浸透に向けた取り組みを行った結果、売上高は19,599百万円となりました。デバイス事業においては、端末の供給先であるイー・モバイルの契約者数が順調に増加しており、売上高は5,271百万円となりました。

営業利益

当第3四半期連結会計期間の営業利益は5,008百万円となりました。事業のセグメント別では、ネットワーク事業において4,813百万円、デバイス事業において199百万円となりました。

経常利益

当第3四半期連結会計期間の経常利益は255百万円となりました。なお、イー・モバイルの経営成績を含む持分法による投資損失は4,145百万円となりました。

四半期純損失

当第3四半期連結会計期間の税金等調整前四半期純損失は525百万円となりました。特別損失として、アッカとの事業統合関連費用(185百万円)、アッカにおける不採算事業のリストラクチャリングによる減損損失(339百万円)などを計上しております。税効果会計適用後の法人税等の負担額は1,818百万円となり、四半期純損失は2,171百万円、1株当たり四半期純損失は1,533円24銭となっております。

(2) 財政状況

当第3四半期連結会計期間末の流動資産、有形固定資産及び無形固定資産はそれぞれ92,072百万円、19,258百万円及び3,981百万円となり、前連結会計年度末に比べそれぞれ21,355百万円、6,809百万円及び1,641百万円の増加となりました。これらは主に、アッカが新たに連結の範囲に含まれたことによるものであります。投資その他の資産は22,140百万円となり、前連結会計年度末に比べ13,944百万円の減少となりました。これは主に、イー・モバイルの事業展開に伴う営業費用の増加等により持分法による投資損失を計上した結果、関係会社株式が減少し、アッカの連結子会社化により投資有価証券が減少したことによるものであります。これらの結果、資産合計は137,451百万円となり、前連結会計年度末に比べ15,861百万円の増加となりました。

当第3四半期連結会計期間末の流動負債は30,304百万円となり、前連結会計年度末に比べ11,147百万円の増加となりました。これは主に、短期借入金の増加によるものであります。固定負債は92,008百万円となり、前連結会計年度末から9,008百万円の増加となりました。これは、長期借入金の増加(7,333百万円)及びアッカのリース債務が新たに加わったことによるものであります。これらの結果、負債合計は122,313百万円となり、前連結会計年度末に比べ20,155百万円の増加となりました。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は15,139百万円となり、前連結会計年度末より4,294百万円減少いたしました。当第3四半期連結累計期間において、四半期純損失7,845百万円を計上し、剰余金の配当2,444百万円を行いました。一方アッカの連結子会社化などにより少数株主持分が2,495百万円、その他有価証券評価差額金が978百万円増加し、優先株式の発行などにより資本金及び資本剰余金が2,528百万円増加いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、当第2四半期連結会計期間末に比べ16,578百万円増加し、68,543百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは4,126百万円の増加となりました。主な内容は、減価償却費(1,529百万円)、無形固定資産償却費(385百万円)、減損損失(339百万円)、支払利息(463百万円)及び持分法による投資損失(4,145百万円)の計上、法人税等の支払い(△2,948百万円)などです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは10,346百万円の減少となりました。主な内容は、子会社株式の取得による支出(△9,026百万円)及び有形固定資産の取得による支出(△1,042百万円)などです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは22,798百万円の増加となりました。主な内容は、短期借入れによる収入(13,500百万円)、長期借入れによる収入(8,000百万円)、株式の発行による収入(2,363百万円)及び配当金の支払い(△898百万円)などです。

(4) 対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社にとって最大化すべき企業価値とは、株主の利益そのものであり、その実現のためには少数株主や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求される公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかなければならないと考えております。これらの事情を勘案した結果、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値最大化の観点から十分な検討を行うことが当社企業価値の最大化に資すると考えております。

当社は、従前より、社外取締役が過半数を占める取締役会を設置し、透明なコーポレート・ガバナンスの確保に努めており、重要提案行為等を目的とする当社株式取得行為があった場合には、株主の利益確保のため積極的な情報収集とその適切な開示に努めてまいります。これらの取組みにより、中長期的な企業価値向上を重視した経営が可能となり、上記基本方針が実現するものと考えております。

(6) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は132百万円です。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは『起業家精神をもって市場を創造し、全ての人へブロードバンドライフを提供すること』を目指し、平成11年の創業以来ADSL事業者の草分けとして高速インターネットアクセスサービスを提供してまいりました。日本が世界有数のブロードバンド先進国へと成長したことに對しては当社が大きく貢献したものと自負しておりますが、当社のコア事業であるADSLの市場はFTTHの拡大とともに縮小する傾向にあります。当社グループの持続的発展の実現のためには、既存事業を維持するとともに、モバイル・ブロードバンド等の新たな成長市場における事業の拡大に積極的に取り組んでいくことが必須であると考えております。

一方で、米国の金融危機に端を発した経済恐慌により経営環境は非常に厳しいものがあります。製造業界や小売業界に比して通信業界への影響は現時点では限定的であり当社業績も堅調に推移しておりますが、先手を打ち積極的な経営改善に取り組むことが喫緊の重要課題と認識しております。このために全社的な業務効率向上とコスト削減に向けた施策を推し進めるとともに、成長分野への経営資源の重点的な再配分を実施することが必要と考えております。

このための施策として、現在当社グループは以下の課題に積極的に取り組んでおります。

ネットワーク事業の収益力向上とシェア増加、事業範囲の拡大

ADSL回線の契約者数は市場全体として純減に転じておりますが、昨今の経済情勢もあって家庭向けの低価格ブロードバンド・インフラには根強い需要があります。当社グループでは引き続きADSL回線の契約獲得を推進するとともに、解約抑止に努め、市場シェアを増加いたします。また一層のコスト削減を実施し高収益を確保いたします。平成20年11月末までに当社が行った株式公開買付けにより、平成20年12月31日現在、発行済株式総数の88.06%を有するに至ったアッカとの業務統合は順調に進捗しており、今後一層の収益性向上とシェア増加を目指してまいります。また、ADSL以外のアクセスサービスやMVNO等の成長市場へと事業を拡大しており、ネットワーク事業の更なる発展を実現いたします。

なお、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表の注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおり、当社はアッカとの間で、当第3四半期連結会計期間終了後の平成21年2月12日に、当社を吸収合併継続会社、アッカを吸収合併消滅会社とする合併契約を締結いたしました。

イー・モバイルとの連携の強化

関連会社のイー・モバイルは、平成19年3月に開始したデータ通信サービスに続けて平成20年3月には音声通信サービスを開始し、着実に加入者数を拡大しております。当社はイー・モバイルに対するモバイル端末や基幹ネットワークの調達と提供を手掛けており、モバイル市場の成長と連携してモバイル事業を一層拡大させてまいります。

組織体制の充実と人員の再配置

急速に発展する事業運営を支える組織や業務プロセスの構築と人材の育成を進めるとともに、内部統制システムの整備を推進いたします。その上で、企業グループ全体としての効率的な経営、迅速な意思決定、堅実なコーポレート・ガバナンス体制の実現に積極的に取り組んでまいります。また、業務効率向上により生じた人員を成長分野であるモバイル事業へ段階的にシフトさせることにより、雇用を維持しつつグループの活性化を実現いたします。

以上のように、当社はグループ一丸となって経営課題の実現に注力し、持続的発展の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式または第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,417,729	1,417,729	東京証券取引所 (市場第一部)	—
第1種優先株式	25	25	—	(注)4
計	1,417,754	1,417,754	—	—

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。
- 2 当社は、普通株式のほか、第1種優先株式を発行しております。
当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない旨定めております。
なお、普通株式及び第1種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。
- 3 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを設けておりません。
- 4 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

(ア) 第1種優先配当金

当社は、各事業年度にかかる期末配当金(定款第44条第1項において定義する。)の支払いについて、普通株式その他の配当に関して第1種優先株式に劣後する株式(以下まとめて「劣後株式」という。)を有する株主(以下「劣後株主」という。)に対する期末配当金の支払いに先立ち、当該事業年度の末日(以下、第1種優先配当金にかかる「基準日」という。)における第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)に対して、第1種優先株式一株につき、その発行価額に6ヶ月円LIBOR(以下に定義する。)に下記のスプレッドを加えた年率(以下「第1種優先株式配当年率」という。)を乗じて算出した額(以下「第1種優先配当金額」という。ただし、平成21年3月31日を基準日とする第1種優先配当金(以下に定義する。)については、この額に、払込期日(同日を含む。)から平成21年3月31日(同日を含む。)までの期間につき、1年365日とする日割計算により算出される金額とする。)の期末配当金(以下「第1種優先配当金」という。)(円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)を支払わない限り、劣後株主に期末配当金を支払わない。

「6ヶ月円LIBOR」は、各年4月1日(以下「計算日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在において、テレレート3750ページ(又はこれを承継するサービスの対応する参照ページ。以下同じ。)に表示される6ヶ月円LIBORを指すものとする。ただし、計算日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能となった場合には、当社は計算日に全ての利率照会銀行(当該計算日午前11時の前、最後にテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORを算出する

ために、そのレートを提供しそれが使用された銀行をいう。以下同じ。)の東京の主たる店舗に対し、計算日の午前11時現在の日本円の6ヶ月のオファードレートの提示を求める。この場合、当社に日本円6ヶ月オファードレートを提示した利率照会銀行が2行以上の場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該オファードレートを提示した利率照会銀行の日本円6ヶ月オファードレートの算術平均値(算術平均値を小数点第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)とする。また、当社に計算日の午前11時現在の日本円6ヶ月のオファードレートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該計算日の前営業日の午前11時現在のテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORとする。当該計算日の前営業日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能の場合には、上記ただし書きの規定を準用する。

「スプレッド」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成21年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：5.0%
- ・平成22年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：6.0%
- ・平成23年3月31日に終了する事業年度及びこれ以降の事業年度のスプレッド：7.0%

前項の規定にかかわらず、各事業年度において第1種優先株主に対して四半期配当金(定款第44条第2項に定義する。)を支払った場合は、当社は、当該事業年度にかかる期末配当金の支払いについて、劣後株主に対する期末配当金の支払いに先立ち、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額から第1種優先四半期配当金(以下に定義する。)を減じた額の期末配当金を支払わない限り、劣後株主に対して期末配当金を支払わない。

(イ) 第1種優先四半期配当金

当社は、各事業年度にかかる四半期配当金の支払いについて、劣後株主に対する四半期配当金の支払いに先立ち、当該四半期の末日(以下、第1種優先四半期配当金にかかる「基準日」という。)における第1種優先株主に対し、一株につき第1種優先配当金額の4分の1の金額(ただし、平成20年12月31日を基準日とする第1種優先四半期配当金(以下に定義する。))については、この額に、払込期日(同日を含む。)から平成20年12月31日(同日を含む。))までの日数を分子とし、平成20年10月1日(同日を含む。))から平成20年12月31日(同日を含む。))までの日数を分母とする分数を乗じて算出される金額とする。)の四半期配当金(以下「第1種優先四半期配当金」という。)(円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)を支払わない限り、劣後株主に対して四半期配当金を支払わない。

(ウ) 第1種優先配当金の累積

各事業年度において第1種優先株主に対して支払った一株あたりの期末配当金及び四半期配当金の合計額が第1種優先配当金額に達しない場合の不足額(以下「第1種未払優先配当金額」という。)は、翌事業年度以降直ちに累積し、累積した第1種未払優先配当金額(ただし、累積後に第1種優先株主に対して期末配当金又は四半期配当金が支払われた場合には、それを控除した残額。以下「第1種累積未払優先配当金額」という。))については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする第1種優先配当金又は第1種優先四半期配当金及び劣後株主に対する剰余金の配当に先立って、第1種累積未払優先配当金を第1種優先株主に対して支払う。

(エ) 利益配当への非参加

当社は、各事業年度にかかる配当について、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額を超えて配当しない。

(2) 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、劣後株主に対する分配に先立ち、第1種優先株式一株につき、その発行価額相当額に第1種累積未払優先配当金額を加えた金額(以下「第1種残余財産分配額」という。)を支払わない限り、劣後株主に残余財産を分配しない。

(イ) 残余財産の分配への非参加

当社は、第1種優先株主に対して第1種残余財産分配額を超えて残余財産の分配をしない。

(3) 譲渡制限

第1種優先株式の譲渡制限に関する規定は定めない。

(4) 議決権

法律上別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式は議決権を有しない。

(5) 株式の取得償還請求権

第1種優先株主は、払込期日から3年を経過した日以降いつでも、当社に対して、取得を希望する日(以下「取得日」という。)の30日前に書面により事前通知することにより、金銭を対価として第1種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得するのと引換えに、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、第1種優先株主に対して、下記に定める金額(以下「第1種優先株式償還請求価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額、(ii)発行価額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率3.0%

(1事業年度毎の複利計算とする)の利率で計算される金額(1事業年度に満たない期間については、か

かる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)、(iii)第1種累積未払優先配当金額、及び(iv)発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株式に関して第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。)の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が、発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii)第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式償還請求価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(6) 株式の取得強制償還権

当社は、払込期日から1年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって第1種優先株主の意思に拘わらず、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主に対して、下記に定める金額(以下「第1種優先株式強制償還価額」という。)の金銭を交付すると引換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式強制償還価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額、(ii)発行価額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率3.5%

(1事業年度ごとの複利計算とする)の利率で計算される金額(1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)、(iii)第1種累積未払優先配当金額、及び(iv)発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株主が第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。)の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii)第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式強制償還価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、第1種優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成13年9月10日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成13年9月10日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数	605株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成13年9月30日 至 平成23年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 普通株式については、単元株式数を定めておりません(以下同様です。)

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成14年2月25日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年2月25日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,530株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年3月22日 至 平成24年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成14年8月6日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年8月6日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	481個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,405株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月20日 至 平成24年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年1月15日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年1月15日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	102個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	510株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年8月12日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年8月12日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,164個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,820株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年8月13日 至 平成25年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	6,645個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	33,225株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 139,000円
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 139,000円 資本組入額 69,500円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	73個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	365株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 134,410円
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月18日 至 平成26年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,410円 資本組入額 67,205円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成17年6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	38,680個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	38,680株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 76,565円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 76,565円 資本組入額 38,283円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成17年6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	625個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	625株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 80,168円
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 80,168円 資本組入額 40,084円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づく新株予約権付社債(平成16年6月10日取締役会決議)

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成16年6月28日発行)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	4,600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	218,025株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 105,492.10円 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月12日 至 平成23年6月14日 (注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 105,492.10円 資本組入額 52,747.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権付社債の残高	23,000百万円

- (注) 1 平成20年11月13日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成20年10月1日に遡って新株予約権の行使価格は調整されました。
- 2 但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における10営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債の所持人により償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時または本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社が本社債を消却のために当社に送付した時まで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。
- 3 繰上償還
当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還
当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、受託会社に対する書面による通知および本新株予約権付社債の要項に定める公告を行った上で、下記の取引のうち法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるもの(但し、当社は各取引を下記各号の順に指向しなければならない。)を行うよう最大限努力しなければならない。
- (a) 本新株予約権付社債の所持人が、本新株予約権の行使期間の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により、当該所持人に、当該所持人がかかる株式交換または株式移転の効力発生の直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類および数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換または株式移転により受け取ることのできる種類および数の株式、その他の証券および資産(以下「受領可能資産」という。)を受け取らせることができるようにするため、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する内容の補足信託証券を締結させること。
- (b) 本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債とを交換することを提案すること、または当社の完全親会社となる会社をして、同社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案させること(この場合、当社はかかる社債の支払を保証しなければならない)。

- (c) 当社の完全親会社となる会社以外の法人をして、本新株予約権付社債の所持人に、同人が有する権利と同等の経済的利益を提供することを提案させること。

上記の各取扱いが法律上可能でなく、もしくは、上記(a)および(b)については実務的に実行可能でない場合、または、上記(b)および(c)に定める提案が行われたが本新株予約権付社債の所持人の全員からかかる提案への承諾を得ることができなかった場合には、当社は、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

平成16年6月28日から平成17年6月27日まで	106%
平成17年6月28日から平成18年6月27日まで	105%
平成18年6月28日から平成19年6月27日まで	104%
平成19年6月28日から平成20年6月27日まで	103%
平成20年6月28日から平成21年6月27日まで	102%
平成21年6月28日から平成22年6月27日まで	101%
平成22年6月28日から平成23年6月27日まで	100%

130%コールオプション条項による繰上償還

平成19年6月28日以降、終値が30連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払いに関し、本新株予約権付社債の要項に定める追加支払特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の公告を行ってはならない。

本新株予約権付社債の所持人による特定の期日における繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その選択により、その保有する本社債を平成19年6月28日または平成21年6月28日（以下本号において「償還可能期日」と総称する。）に、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還可能期日前30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して、本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

本新株予約権付社債の所持人による特定の事由の発生に基づく繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所における上場が廃止された場合、または本新株予約権付社債の要項に定める一定の当社の重要な資産の移転が生じた場合には、その選択により、その保有する本社債を、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記上場廃止もしくは移転の生じた日または上記上場廃止もしくは移転についての当社から本新株予約権付社債の所持人に対する通知がなされた日のうち遅い方の日から60日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合には、当社は、上記(注)3の条件に従って、同(a)の取引を行うことが法律上不可能であり、又は実務上実行不可能である場合に限り、当社の完全親会社となる会社に対して、本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債に代えて、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株予約権付社債の所持人が有するのと同様の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債を交付するよう提案させるために、最大限努力しなければならない（本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案した場合を除く。）。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日 (注) 1	510	1,417,729	6	17,115	6	5,765
平成20年12月26日 (注) 2	25	1,417,754	1,250	18,365	1,250	7,015

(注) 1 新株予約権(ストックオプション)の権利行使

(注) 2 第三者割当による第1種優先株式の発行

発行価格：1株につき 100百万円 資本組入額：1株につき 50百万円

(5) 【大株主の状況】

普通株式の大株主の異動について

当第3四半期会計期間末日現在の株主名簿を確認したところ、当第3四半期会計期間において、大株主（本四半期報告書においては、当社の発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に10名をいいます。以下同様です。）でありましたジェーピーエムシーエヌエイアイティーエスロンドンクライアントアカウントモルガンスタンレイアンドカンパニーインターナショナル、ドイチェ バンク アーゲー ロンドン 610及びビービーエイチルクス フィデリティ アクティブ ストラテジー ジャパン ファンドは大株主でなくなり、モルガン・スタンレー証券株式会社、ジェイピー モルガン クリアリング コープ セク及びモルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシーが大株主になったことが判明いたしました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿 ガーデンプレイスタワー	140,504	9.91
ジェイピー モルガン クリア リング コープ セク (常任代理人) シティバンク 銀 行株式会社	ONE METROTECH CENTER NORTH, BROOKLYN, NY 11201 (東京都品川区東品川2丁目3-14)	73,238	5.16
モルガンスタンレーアンドカン パニーインターナショナルピー エルシー (常任代理人) モルガン・スタ ンレー証券株式会社	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿 ガーデンプレイスタワー)	52,013	3.66

第1種優先株式の大株主の異動について

平成20年12月26日に第1種優先株式を発行したため、第1種優先株式につきMHメザニン投資事業
有限責任組合が大株主になりました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
MHメザニン投資事業有限責任 組合	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号郵船ビ ルディング	25	100.00

- (注) 1 ゴールドマン・サックス証券株式会社から、平成20年7月10日付（報告義務発生日 平成20年7月3日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第3四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	9,942	0.70
Goldman Sachs International	75,000	5.24
Goldman Sachs & Co.	276	0.02
eAccess Holdings L.L.C.	22,220	1.57
合計	107,438	7.50

- 2 コートゥー・オフショア・マスター・ファンド・リミテッドから、平成20年10月30日付（報告義務発生日 平成20年10月24日）で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第3四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
コートゥー・オフショア・マスター・ファンド・リミテッド	140,102	9.89
合計	140,102	9.89

- 3 ドイツ証券株式会社から、平成20年11月21日付（報告義務発生日 平成20年11月14日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第3四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ドイツ銀行 ロンドン支店	4,392	0.31
ドイツ証券株式会社	1,931	0.14
ドイチェ バンク トラスト カンパニー アメリカス	2,627	0.19
ドイチェ インベストメント マネジメント アメリカス インク	2,952	0.21
合計	11,902	0.84

- 4 フィデリティ投信株式会社から、平成20年12月19日付（報告義務発生日 平成20年12月15日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第3四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	145,270	10.25
合計	145,270	10.25

- 5 モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成21年1月7日付（報告義務発生日 平成20年12月30日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第3四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	140,975	9.95
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	501	0.04
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	45,317	3.20
ファンドロジック	43,364	3.06
合計	230,157	16.24

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 25	—	「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,417,729	1,417,729	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,417,754	—	—
総株主の議決権	—	1,417,729	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が37株(議決権37個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	69,500	67,800	61,300	59,200	65,500	68,300	60,600	49,700	57,200
最低(円)	61,800	56,800	53,500	54,200	55,100	57,500	39,050	41,000	44,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2) 第1種優先株式

第1種優先株式は、金融商品取引所に上場されておらず、また店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されておらず、気配相場もありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	67,043	40,119
売掛金	13,754	14,412
有価証券	1,500	7,500
商品	626	232
その他	9,191	8,456
貸倒引当金	42	1
流動資産合計	92,072	70,717
固定資産		
有形固定資産		
機械設備(純額)	13,630	10,811
その他(純額)	5,628	1,638
有形固定資産合計	¹ 19,258	¹ 12,449
無形固定資産		
のれん	167	257
その他	3,814	2,082
無形固定資産合計	3,981	2,340
投資その他の資産		
関係会社株式	² 14,488	² 27,441
その他	7,652	8,644
投資その他の資産合計	22,140	36,085
固定資産合計	45,379	50,874
資産合計	137,451	121,590
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,178	6,554
短期借入金	³ 13,500	-
1年内返済予定の長期借入金	³ 667	1,300
未払金	1,480	1,436
未払費用	4,831	4,933
未払法人税等	340	4,137
引当金	44	19
その他	2,265	780
流動負債合計	30,304	19,158
固定負債		
社債	83,000	83,000
長期借入金	³ 7,333	-
引当金	71	-
その他	1,604	-

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
固定負債合計	92,008	83,000
負債合計	122,313	102,158
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,365	17,101
資本剰余金	7,015	5,751
利益剰余金	12,605	684
自己株式	-	3,000
株主資本合計	12,775	20,536
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10	987
繰延ヘッジ損益	724	721
評価・換算差額等合計	734	1,708
新株予約権	-	2
少数株主持分	3,098	603
純資産合計	15,139	19,433
負債純資産合計	137,451	121,590

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	70,412
売上原価	46,824
売上総利益	23,588
販売費及び一般管理費	※1 11,397
営業利益	12,191
営業外収益	
受取利息	105
受取配当金	65
その他	38
営業外収益合計	208
営業外費用	
支払利息	1,351
持分法による投資損失	13,381
株式交付費	150
その他	90
営業外費用合計	14,972
経常損失(△)	△2,573
特別利益	
新株予約権戻入益	2
特別利益合計	2
特別損失	
固定資産除却損	60
投資有価証券評価損	78
事業統合関連費用	※2 478
減損損失	※3 340
その他	168
特別損失合計	1,125
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,696
法人税、住民税及び事業税	3,492
法人税等調整額	704
法人税等合計	4,197
少数株主損失(△)	△48
四半期純損失(△)	△7,845

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	24,870
売上原価	15,742
売上総利益	9,128
販売費及び一般管理費	※1 4,119
営業利益	5,008
営業外収益	
受取利息	35
その他	18
営業外収益合計	53
営業外費用	
支払利息	463
持分法による投資損失	4,145
株式交付費	150
その他	48
営業外費用合計	4,806
経常利益	255
特別利益	—
特別損失	
固定資産除却損	49
投資有価証券評価損	78
事業統合関連費用	※2 185
減損損失	※3 339
その他	128
特別損失合計	780
税金等調整前四半期純損失(△)	△525
法人税、住民税及び事業税	1,310
法人税等調整額	507
法人税等合計	1,818
少数株主損失(△)	△171
四半期純損失(△)	△2,171

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

		当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)		△3,696
減価償却費		4,326
無形固定資産償却費		838
減損損失		340
のれん償却額		193
投資有価証券評価損益(△は益)		78
固定資産除却損		60
その他の損益(△は益)		88
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△7
受取利息及び受取配当金		△170
支払利息		1,351
株式交付費		150
持分法による投資損益(△は益)		13,381
持分法適用会社への未実現利益調整額		△266
売上債権の増減額(△は増加)		4,968
たな卸資産の増減額(△は増加)		△187
前渡金の増減額(△は増加)		1,056
その他の資産の増減額(△は増加)		666
仕入債務の増減額(△は減少)		△2,427
未払金の増減額(△は減少)		333
未払費用の増減額(△は減少)		△909
引当金の増減額(△は減少)		△206
その他の負債の増減額(△は減少)		△239
小計		19,722
利息及び配当金の受取額		106
利息の支払額		△677
法人税等の支払額		△7,273
営業活動によるキャッシュ・フロー		11,877
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出		△25
子会社株式の取得による支出		△9,028
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2	3,186
有形固定資産の取得による支出		△3,284
有形固定資産の除却による支出		△17
無形固定資産の取得による支出		△900
その他		144
投資活動によるキャッシュ・フロー		△9,922

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△699
割賦債務の返済による支出	△24
短期借入れによる収入	13,500
長期借入れによる収入	8,000
長期借入金の返済による支出	△1,300
連結子会社の自己株式の取得による支出	△7
株式の発行による収入	2,378
連結子会社の自己株式取得指定金外信託への支出	△280
連結子会社の自己株式取得指定金外信託の払戻による収入	217
配当金の支払額	△2,526
少数株主への配当金の支払額	△288
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,970
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	20,925
現金及び現金同等物の期首残高	47,619
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 68,543

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

株式会社アッカ・ネットワークスの株式を追加取得したことから、平成20年9月1日より連結の範囲に含めております。

なお、株式会社アッカ・ネットワークスについては、平成20年9月1日から平成20年12月31日までの4ヶ月間を連結しております。

(2) 変更後の連結子会社の数

3社

2 持分法の適用に関する事項の変更

(1) 持分法の範囲の変更

当第3四半期連結会計期間において、オープンワイヤレスネットワーク株式会社は清算終了したため、持分法の範囲から除外しております。

(2) 変更後の持分法適用関連会社の数

1社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

新たに連結子会社となった株式会社アッカ・ネットワークスの決算日は12月31日であります。四半期連結財務諸表作成にあたっては、12月末日を第3四半期決算日として実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計方針の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、損益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
<p>1 有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>当社は、平成20年7月31日に株式会社アッカ・ネットワークスとの間で将来の事業統合に向けた戦略的業務・資本提携について合意した内容に基づき、平成20年9月1日に同社に対して当社の保有するDSL関連設備を譲渡し、業務の効率化に向けた設備の保守・運用業務の統合を開始いたしました。当該設備の使用状況、環境の変化等に伴い利用可能予測期間を調査した結果、平成20年9月より、機械設備の耐用年数を従来の3～5年から6年に変更しております。これにより、第3四半期連結累計期間の営業利益は717百万円増加し、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は同額減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>2 のれんの発生及び修正</p> <p>当第2四半期連結会計期間において、株式会社アッカ・ネットワークスを連結子会社としたことに伴い、のれんが発生いたしました。当第3四半期連結会計期間において、支配獲得時に存在した株式会社アッカ・ネットワークスの繰延税金資産の回収見込額が修正されたため、のれんを修正しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 41,928百万円</p> <p>※2 担保資産 関連会社コミットメントラインに係る担保提供 関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行33行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当第3四半期連結会計期間末の同社の借入実行額は189,930百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成20年12月31日現在の同社帳簿価額230,889百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当第3四半期連結会計期間末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。 (担保提供期間) 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで (担保提供資産) イー・モバイル社株式 14,282百万円 なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は49,016百万円であります。 なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成20年12月31日現在、イー・モバイル株式会社は当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。</p> <p>※3 借入枠等の実行状況 当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行3行と総額15,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当第3四半期連結会計期間末の借入実行額は13,000百万円であります。 なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。 また、連結子会社株式会社アッカ・ネットワークスは、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行5行と総額6,000百万円のコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。当第3四半期連結会計期間末の同社の借入実行額は3,000百万円であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 32,249百万円</p> <p>※2 担保資産 関連会社コミットメントラインに係る担保提供 関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行32行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末日の同社の借入実行額は80,000百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成20年3月31日現在の同社帳簿価額200,730百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当連結会計年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。 (担保提供期間) 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで (担保提供資産) イー・モバイル社株式 27,379百万円 なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は48,999百万円であります。 なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成20年3月31日現在、イー・モバイル株式会社は当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。</p> <p>※3 ———</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

販売促進費	3,602百万円
業務委託費	3,265百万円

※2 事業統合関連費用の内容は次のとおりであります。

株式会社アッカ・ネットワークスとの事業統合に関するアドバイザー業務契約料などあります。

※3 減損損失の内容は次のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失
東京都	事業用資産	機械設備	44百万円
		ソフトウェア	199百万円
		長期前払費用	96百万円
		電話加入権	2百万円
合計			340百万円

連結子会社株式会社アッカ・ネットワークスにおいて、ネットワーク事業に含まれる不採算事業のリストラクチャリングの意思決定を行ったため、同事業で使用していた資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

販売促進費	1,237百万円
業務委託費	1,102百万円

※2 事業統合関連費用の内容は次のとおりであります。

株式会社アッカ・ネットワークスとの事業統合に関するアドバイザー業務契約料などあります。

※3 減損損失の内容は次のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失
東京都	事業用資産	機械設備	42百万円
		ソフトウェア	199百万円
		長期前払費用	96百万円
		電話加入権	2百万円
合計			339百万円

連結子会社株式会社アッカ・ネットワークスにおいて、ネットワーク事業に含まれる不採算事業のリストラクチャリングの意思決定を行ったため、同事業で使用していた資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	現金及び預金勘定 67,043百万円
	取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 1,500百万円
	現金及び現金同等物 68,543百万円
※2	株式取得により新たに連結子会社となった会社の資産および負債の主な内訳
	株式取得により新たに株式会社アッカ・ネットワークスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による差引収入との関係は次のとおりであります。
	流動資産 18,498百万円
	固定資産 13,727百万円
	流動負債 △5,926百万円
	固定負債 △2,352百万円
	少数株主持分 △12,546百万円
	計 11,401百万円
	連結開始前の既取得分 △3,986百万円
	新規連結子会社株式の取得価額 7,415百万円
	新規連結子会社の現金及び現金同等物 10,601百万円
	差引：新規連結子会社取得による収入 3,186百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,417,729
第1種優先株式(株)	25
合計(株)	1,417,754

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	815百万円	575円	平成20年3月31日	平成20年6月26日
平成20年8月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	815百万円	575円	平成20年6月30日	平成20年9月11日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	815百万円	575円	平成20年9月30日	平成20年12月9日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	815百万円	575円	平成20年12月31日	平成21年3月11日
平成21年2月12日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	2百万円	97,724円	平成20年12月31日	平成21年3月11日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	17,101	5,751	684	△3,000	20,536
当第3四半期連結会計期間末までの 変動額					
新株の発行	1,264	1,264			2,528
剰余金の配当			△2,444		△2,444
四半期純損失(△)			△7,845		△7,845
自己株式の消却(注)			△3,000	3,000	—
当第3四半期連結会計期間末までの 変動額合計	1,264	1,264	△13,289	3,000	△7,761
当第3四半期連結会計期間末残高	18,365	7,015	△12,605	—	12,775

(注) 平成20年4月に自己株式の消却を行いました。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

(単位:百万円)

	ネット ワーク 事業	デバイス 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	19,599	5,271	24,870	—	24,870
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	113	113	(113)	—
計	19,599	5,385	24,984	(113)	24,870
営業利益	4,813	199	5,012	(4)	5,008

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

(単位:百万円)

	ネット ワーク 事業	デバイス 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	47,994	22,418	70,412	—	70,412
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	709	709	(709)	—
計	47,994	23,127	71,121	(709)	70,412
営業利益	11,400	814	12,214	(23)	12,191

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	デバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス等

平成19年5月31日にモバイル事業を営むイー・モバイルが連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりモバイル事業の売上高及び営業損益は計上されておられません。

3 平成20年9月1日より株式会社アッカ・ネットワークスを連結の範囲に含めており、平成20年9月1日から平成20年12月31日までの損益をネットワーク事業に含めております。

また、これにより、ネットワーク事業における資産が前連結会計年度末に比べ増加しております。

その概要は、次のとおりであります。

ネットワーク事業関連通信設備等 7,191百万円

4 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社は有形固定資産の耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、第3四半期連結累計期間のネットワーク事業の営業利益は717百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
6,728円59銭	13,291円57銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	15,139百万円	19,433百万円
普通株式に係る純資産額	9,539百万円	18,828百万円
差額の主要な内訳		
新株予約権	一百万円	2百万円
少数株主持分	3,098百万円	603百万円
優先株式の払込金額	2,500百万円	一百万円
優先株式の配当額	2百万円	一百万円
普通株式の発行済株式数	1,417,729株	1,461,310株
普通株式の自己株式数	一株	44,741株
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数	1,417,729株	1,416,569株

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△5,537円37銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)	△7,845百万円
普通株式に係る四半期純損失(△)	△7,847百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 優先株式の配当額	2百万円
普通株主に帰属しない金額	2百万円
普通株式の期中平均株式数	1,417,083株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

第3四半期連結会計期間

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△1,533円24銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)	△2,171百万円
普通株式に係る四半期純損失(△)	△2,173百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 優先株式の配当額	2百万円
普通株主に帰属しない金額	2百万円
普通株式の期中平均株式数	1,417,381株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

連結子会社に対する合併契約締結の件

当社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、当社を存続会社、連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークス(以下「アッカ」といいます。)を消滅会社とする吸収合併に関する合併契約書を締結することを決議し、同日付でアッカとの間で合併契約書を締結いたしました。

なお、本合併契約締結に関する詳細は、平成21年2月12日に公表した「合併に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

(1) 合併の目的

当社及びアッカは、両社の完全な経営統合を早期に実現することが営業力の強化及びコスト削減による事業の収益力の維持・向上、両社の企業価値の最大化を実現する上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本合併を実施することといたしました。

(2) 合併する相手会社の概要

合併する相手会社の名称

株式会社アッカ・ネットワークス

合併する相手会社の主な事業の内容

電気通信事業

合併する相手会社の最近3年間の業績

決算期	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
売上高	38,810	35,048	29,946
営業利益	1,929	2,025	2,979
経常利益	1,958	1,945	2,947
当期純利益	1,112	1,426	1,720

(3) 合併の方法、合併に係る割当ての内容

合併の方法

当社を存続会社とし、アッカを消滅会社とする吸収合併を行います。

合併に係る割当ての内容

当社は、本合併に際して、効力発生日前日の最終のアッカの株主名簿に記載又は記録された株主（当社及びアッカ並びに会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求したアッカの株主を除きます。）に対し、その所有するアッカの普通株式の数に合併比率を乗じて得られる数の当社の普通株式を割り当て交付します。ただし、一株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理します。

上記の合併比率とは、以下の数式により算出される比率をいいます。ただし、合併比率は、小数点第3位まで算出し、その小数点第3位を四捨五入します。

合併比率＝120,000円／当社普通株式平均株価

なお、「当社普通株式平均株価」とは、東京証券取引所における、平成21年5月25日（同日を含みます。）から平成21年6月5日（同日を含みます。）までの各取引日の当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値をいいます。

合併に係る割当ての内容の算定根拠

当社及びアッカは、合併比率の算定の公正性を担保するため、それぞれ両者から独立した第三者算定機関かつファイナンシャル・アドバイザーとして日興コーディアル証券株式会社及び株式会社ラザードフレールを選任し、合併比率の算定を依頼しました。

また、合併比率の算出方法に関し、当社及びアッカは、当社普通株式の価格変動リスクを回避できることなどを考慮し、上記記載のとおり、アッカ株主が受領できる合併対価（アッカ株式1株につき、120,000円に相当する当社普通株式）を合併契約締結時に確定して合併比率を算出する方法を採用いたしました。

当社及びアッカは、アッカの株式価値については、それぞれの第三者算定機関かつファイナンシャル・アドバイザーによる算定結果を参考として、本合併と平成20年10月30日から同年11月28日までの期間に行った公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は一連の取引であること、本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）が1株当たり120,000円であったこと、当社の平成20年10月29日付「子会社である株式会社アッカ・ネットワークス株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及びアッカの同日付「当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」において、本合併におけるアッカ株式の評価については、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格とする予定である旨を公表していること、本公開買付けが終了してから本日までの間にアッカの株式価値に重大な影響を及ぼす特段の事情は生じていないこと、少数株主保護及び株主間の公平性等を総合的に勘案し、協議・交渉を重ねた結果、1株120,000円とすることが妥当と判断いたしました。

他方、当社の株式価値については、本合併の効力発生日直前の株価によることが上記記載の合併比率の算出方法に適合するものと考えられますが、株式等振替制度上の事務対応のため一定の期間を効力発生日前に設ける必要があること及び特定の取引日における過度の株価変動による影響を避ける必要があること等を考慮し、上記記載の期間における各取引日の売買高加重平均価格の単純平均値とすることが妥当と判断いたしました。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、本合併に際して、アッカの新株予約権者に対し、当社の新株予約権及び金銭を交付いたしません。なお、アッカは、新株予約権付社債を発行していません。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

(5) 合併の日程

合併決議取締役会 (両社)	平成21年2月12日 (木)
合併契約締結 (両社)	平成21年2月12日 (木)
合併承認株主総会 (アッカ)	平成21年3月27日 (金) (予定)
合併比率決定日	平成21年6月5日 (金) (予定)
最終売買日 (アッカ)	平成21年6月18日 (木) (予定)
上場廃止日 (アッカ)	平成21年6月19日 (金) (予定)
合併予定日 (効力発生日)	平成21年6月25日 (木) (予定)

(6) 合併後の合併存続会社となる会社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び総資産の額

商号	イー・アクセス株式会社
事業内容	電気通信事業
本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル
代表者の氏名	代表取締役社長 深田 浩仁
資本金の額	18,365百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。

(7) 合併後の見通し

当社はアッカを既に連結子会社としており、本合併が当社の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

2【その他】

当第2四半期会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)の配当については、平成20年11月13日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、また、当第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)の配当については、平成21年2月12日開催の取締役会において、平成20年12月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対して次のとおり四半期配当を行うことを決議いたしました。

株式の種類	当第2四半期 会計期間	当第3四半期 会計期間	
	普通株式	普通株式	第1種優先株式
配当金の総額	815百万円	815百万円	2百万円
1株当たりの金額	575円	575円	97,724円
支払請求権の効力発生日及び 支払開始日	平成20年12月9日	平成21年3月11日	平成21年3月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小林 茂 夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 俊 哉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、会社を存続会社、連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークスを消滅会社とする吸収合併に関する合併契約書を締結することを決議し、同日付で株式会社アッカ・ネットワークスとの間で合併契約書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 深 田 浩 仁
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 深田浩仁は、当社の第10期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。